



ツキノワグマの出没増加に伴う体制強化

緊急銃猟対応訓練を実施します

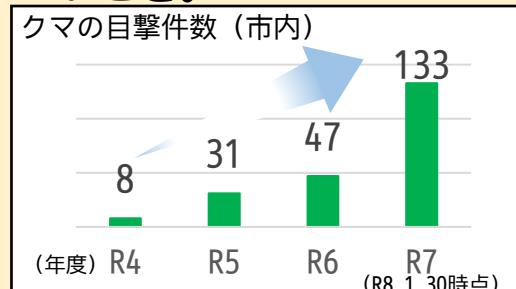
近年、全国的にツキノワグマによる人身被害が発生していることから、昨年9月1日に施行された改正鳥獣保護管理法の円滑な運用を図ることを目的に、緊急銃猟対応訓練を実施します。

緊急銃猟制度

人の日常生活圏にクマなどが出没した場合、一定の条件を満たしたときに市長の判断により銃器を使用した捕獲などができる制度です。

緊急銃猟を実施するためには必要な4つの条件

1. クマなどが人の日常生活圏に進入していること。
2. クマなどによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。
3. 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること。
4. 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと。



実施内容

1. 実施主体: 福島県・郡山市
2. 日時: 令和8年2月17日(火) 10:30～14:45
3. 会場:
 - ①机上訓練(午前・屋内)
ほっとあたみ(熱海多目的交流施設)
多目的ホール
 - ②実施訓練(午後・屋外)
郡山ユラックス熱海の敷地内
4. 参加者 (約30名)
郡山市、福島県自然保護課、県中地方振興局
郡山警察署、郡山北警察署、郡山市有害鳥獣捕獲隊
5. 内容
ツキノワグマが市街地に出没し緊急銃猟を実施する場合を想定した、関係機関の連絡体制及び現場対応手順等の確認